

バス停上屋の増設による熱中症対策等のための添加広告物（デジタルサイネージ）占用の取組みについて

中部地方整備局名古屋国道事務所

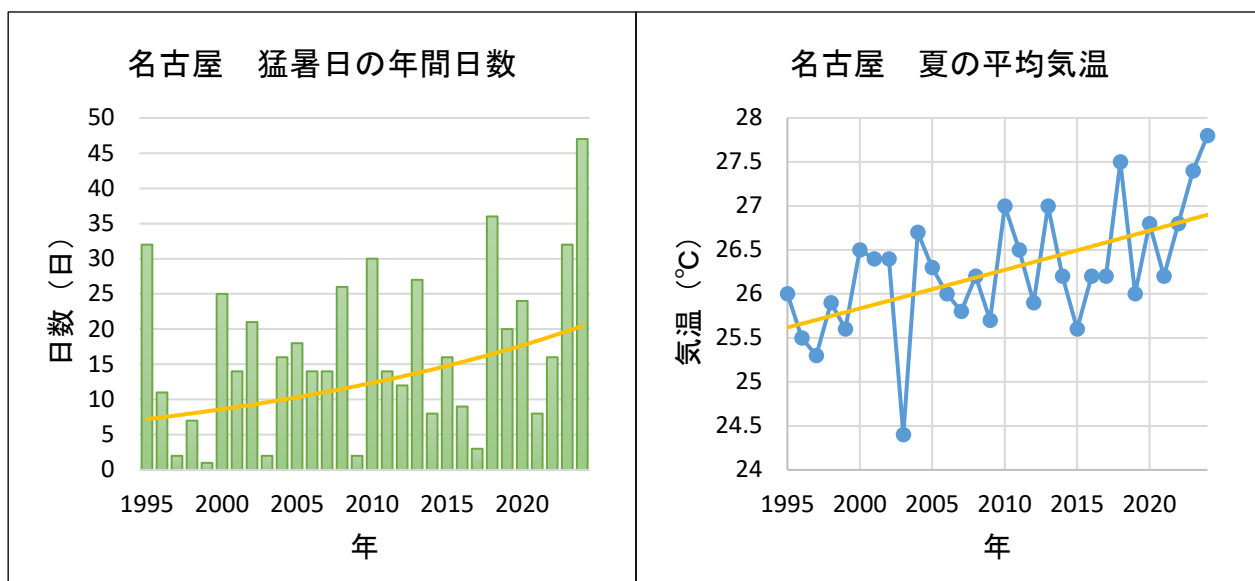
1. はじめに

中部地方整備局名古屋国道事務所（以下単に「名古屋国道事務所」という。）は、名古屋市を始めとする愛知県内の直轄国道 445.8km を管理している。

本取組は、名古屋国道事務所が、名古屋市営バスを運行する名古屋市交通局から、バス停上屋の更なる増設による熱中症対策等のため、バス停上屋の添加広告物について、より多くの広告料収入が見込まれるデジタルサイネージへの転換（以下単に「デジサイ化」という。）を進めたいとの相談を受け、名古屋市交通局や関係行政機関と協力連携し、バス停上屋のデジサイ化に対応した占用の取扱方針等を策定したものである。

2. バス利用者の熱中症予防を目的とするバス停上屋の必要性

名古屋市は、周囲を山地に囲まれた濃尾平野の南端に位置し、夏には、ヒートアイランド現象や西側の伊吹山地・鈴鹿山脈から吹き下りる風によるフェーン現象等によって熱せられた空気が滞留しやすく、全国屈指の猛暑都市として知られている。

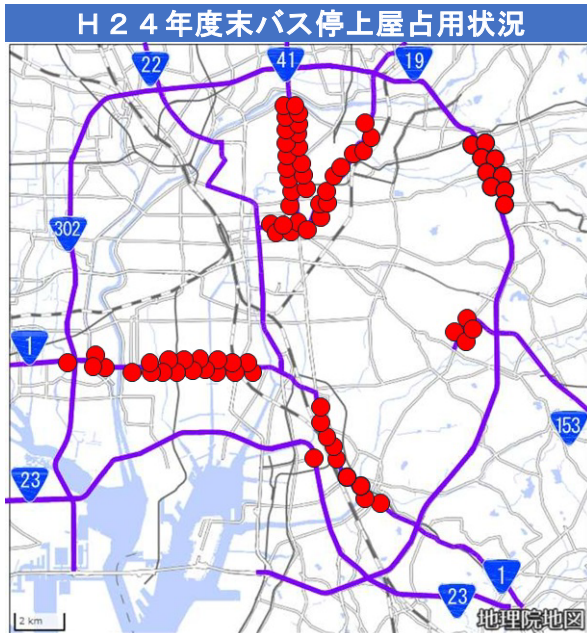


上記のグラフから明らかなように、近年、より一層の気温上昇が続いており、バス利用者の熱中症予防を目的とするバス停上屋の必要性が高まっている。

3. バス停上屋の設置状況

こうしたことから、名古屋市営バスを運行する名古屋市交通局は、近年、バス停上屋の設置及び維持管理費用に添加広告物（静的内照式看板）の広告料収入を充て、バス停上屋の増設を進めているものの、老朽化した既存のバス停上屋の更新等も必要なことから、増設ペースは緩やかなものとなっている。

なお、名古屋国道事務所は、バス利用者の熱中症予防という高い公共性に鑑み、許可基準に適合するバス停上屋及び添加広告物（静的内照式看板）の占用を許可している。



76箇所



87箇所

従前の添加広告物（静的内照式看板）の占用事例



直轄国道に設置された名古屋市営バスのバス停（令和7年度末）

上屋あり	87箇所（約30%）
上屋なし	204箇所（約70%）

4. 添加広告物のデジサイ化によるバス停上屋の増設

上記のとおりバス停上屋の増設が進められてきたものの、バス停上屋の設置率が約30%に留まっていること、また、気温上昇トレンドの継続可能性が高いことから、今後もバス停上屋の更なる増設による熱中症対策等が必要と考えられるところ、名古屋市営バスを運行する名古屋市交通局から、名古屋国道事務所に対し、バス停上屋の更なる増設による熱中症対策等のため、バス停上屋の添加広告物について、より多くの広告料収入が見込まれるデジサイ化を進めたいとの相談があった。

そこで、名古屋国道事務所は、バス利用者の熱中症予防等という高い公共性に鑑み、デジサイ化に伴う諸課題をクリアし道路占用許可できるよう、名古屋市交通局や関係行政機関と次のとおり協力連携し、バス停上屋のデジサイ化に対応した占用の取扱方針等を策定した。

(1) 名古屋市交通局による実証実験（令和7年11月）

デジサイ化の安全性や景観への影響を確認するため、名古屋市交通局が広告事業者の協力を得て、実証実験として、①名古屋市管理道路上のバス停上屋3箇所の添加広告物をデジサイ化し、②歩行者及びタクシー運転者へのアンケート調査を行った。

実証実験の結果、添加広告物をデジサイ化しても、安全かつ円滑な交通の確保及び道路景観との調和に支障が無いことが確認された。

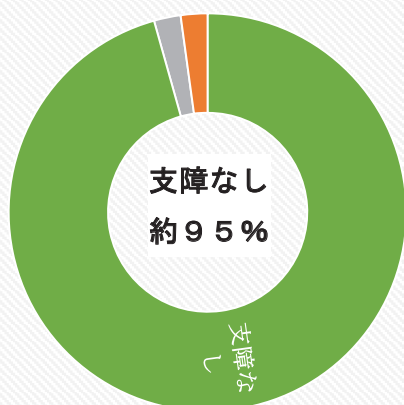
①名古屋市管理道路上のバス停上屋3箇所の添加広告物をデジサイ化



※10秒間隔で広告画像が切り替わり、複数広告の掲載が可能

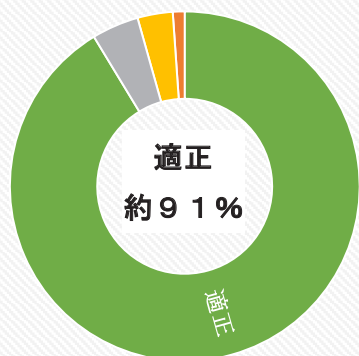
② デジサイ化による影響調査
歩行者アンケート結果（抄）

歩行者の安全通行への支障



支障あり 支障なし 不明

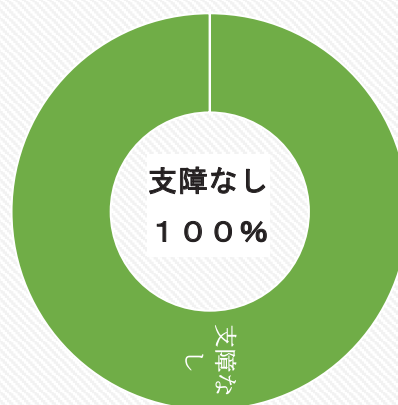
明るさの景観への影響



明る過ぎ やや明るい 適正
やや暗い 暗過ぎ

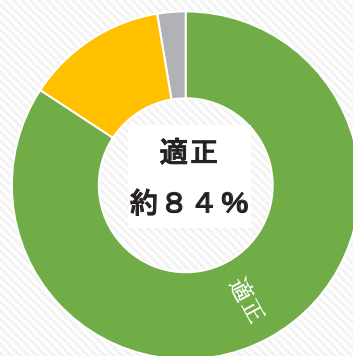
② デジサイ化による影響調査
運転者アンケート結果（抄）

運転者の安全通行への支障



支障あり 支障なし 不明

明るさの景観への影響



明る過ぎ やや明るい 適正
やや暗い 暗過ぎ

(2) 関係行政機関による連絡協議会の設立（令和8年3月）

関係行政機関で構成する連絡協議会が設立され、以下の所掌事務等が処理されることとなった。

所掌事務 1	バス停上屋の添加広告物占用の取扱方針（以下「広告物占有取扱方針」という。）を合意すること
所掌事務 2	バス停上屋の設置に要する費用への充当を目的として、バス停上屋の添加広告物の占有を申請しようとする者から、占有計画書等の事前提出を受け、広告物占有取扱方針への適合性を事前審査すること
所掌事務 3	占有計画書等の広告物占有取扱方針への適合性の事前審査に関し、連絡協議会の構成機関相互の見解を調整すること

(3) 連絡協議会による広告物占有取扱方針の合意（令和8年3月）

連絡協議会で広告物占有取扱方針が合意された。

なお、合意された広告物占有取扱方針は、「バス停留所その他これに類する施設に設置される上屋に対する広告物の添加に係る道路占用の取扱いについて」（令和6年3月26日付け国道利第53号・国土交通省道路局路政課長通知）をベースとし、主に以下の工夫が施されたものである。

<p>(工夫1) 占有許可条件の追加</p>	<p>占有許可条件として、㊦バス停上屋の移設、撤去等に伴う添加広告物の移設、撤去等の受忍義務、㊧バス停上屋の占有廃止に伴う添加広告物の占有廃止義務を追加規定</p>
<p>(工夫2) 添加広告物の設置形態等の限定</p>	<p>設置形態等は、次のいずれかに限定</p>
<p>(工夫3) 計画から占有許可までの審査の円滑化</p>	<p>① 占有計画書等の事前提出 ↓ ② 「①」の占有計画書等について、関係行政機関による安全かつ円滑な交通の確保、屋外広告物法及び名古屋市屋外広告物条例その他の関係法令への適合性の確認並びに調整を実施 ↓ ③ 「②」の適合性の確認及び調整の結果に沿って占有許可申請</p>

5. おわりに

本稿では、バス利用者の熱中症対策等という社会課題の改善のため、名古屋市営バスを運行する名古屋市交通局によるバス停上屋の更なる増設とその費用充当を目的とする添加広告のデジサイ化について、名古屋国道事務所が名古屋市交通局を始めとする関係行政機関と連携協力して対応した取り組みを紹介した。

今回の取り組みにより、貴重な公共空間である道路において、安全かつ円滑な交通の確保及び道路景観との調和を図りつつ、バス利用者の熱中症対策等という社会課題の改善に資する道路占有許可の運用ルールを固められたと考える。

今回の取り組みが、今後の類似事例の参考となれば幸いである。